

議案第 85 号

所沢市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例制定について

所沢市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和元年 8月29日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

幼児教育・保育の無償化に伴い、所要の改正を行うため、本案を提案するものである。

所沢市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例

所沢市立幼稚園保育料徴収条例（昭和47年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 幼児の保護者が当該幼児について子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の5第1項に規定する施設等利用給付の認定を受けたときは、前項の保育料の額から当該幼児に係る同法第30条の11第2項に規定する施設等利用費の額を控除する。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。